

猟友会への委託内容、金額、契約方法

産業文化部 農政課

1 委託内容

宝塚市一円で出没している有害鳥獣に関する市民からの苦情相談、わなの設置、捕獲・処分等を実施する。

(1)市民からの苦情相談

月曜日から金曜日（祝祭日・年末年始を除く）の9時から17時30分の間に市民からの有害鳥獣等に関する通報に対応するとともに、通報処理表を作成する。市民からの苦情相談が土・日・祝・年末年始にあった場合に備え、緊急連絡先をあらかじめ設けて敏速に対応する。

(2)わなの設置

状況に応じて、わなの設置場所や設置希望日時等聞き取りを行い、通報者立会いのもと、わなの設置を行う。わなの設置に伴う最初の餌の仕込みを行い、以降は市民が餌の仕込みを行えるよう指導する。

(3)捕獲・処分

(2)において設置したわなでの捕獲連絡があった場合、速やかに時間調整のうえ、市民立会いのもと、捕獲・処分作業を行う。また、市民不在で行う場合は、その通報者の了承を得たうえで、捕獲・処分作業を行う。

処分作業は、殺処分を基本に行い、体重、オス・メスの判別、捕獲時の写真及び殺処分後の写真を撮り月次報告に添付する。クリーンセンター等、市の施設に搬入し処分を行う場合は、搬入時に農政課が提供する一般廃棄物処理手数料減免申請書を提出する。

(4)その他 従事者の安全に配慮するほか、請負賠償責任保険やハンター保険に加入する。

2 委託金額 10,500,000円

3 契約方法 特名随意契約

※ 地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号該当

※ 宝塚市契約規則 第20条第1項該当